

令和8年度広島県相談支援従事者研修等実施事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度広島県相談支援従事者研修等実施事業

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 研修の種類

(1) 相談支援従事者研修

地域における障害者相談支援体制を充実させることを目的とし、相談支援に従事しようとする者や一定の経験を有する相談支援従事者に対し、「相談支援従事者初任者研修」、「相談支援従事者現任研修」を実施する。

(2) 主任相談支援専門員研修

地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成する「主任相談支援専門員研修」を実施する。

(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

障害福祉サービス事業所又は障害児通所・入所支援施設において、個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス・支援提供プロセス全般に関する責任を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）や一定の経験を有するサービス管理責任者等に対し、「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」、「サービス管理責任者及び児童発達管理責任者実践研修」及び「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修」を実施する。

(4) 相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門コース別研修

サービス特有の専門的な内容や障害特性等について、相談支援従事者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として必要な知識と技術を習得し、支援の質を向上することを目的として実施する。

(5) 障害者ピアサポート研修

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成するため、障害者ピアサポート研修の「基礎研修」、「専門研修」、「フォローアップ研修」を実施する。

(6) 任意研修（ファシリテーター養成研修）

演習ファシリテーターの資質向上を目的とした養成研修を実施する。

4 業務の概要

令和8年度広島県相談支援従事者研修等実施要領のとおり（別紙）

5 業務内容

- (1) 講師の選定・確保及び講師依頼、研修資料等に係る講師との事務連絡
- (2) 研修資料の収集及び印刷
- (3) 応募要項の作成、発送及び問合せ対応
- (4) 募集受付及び申込者情報の管理及び県への報告
- (5) 受講者からの負担金の徴収及び管理
- (6) 受講決定通知の作成及び発送
- (7) 演習ファシリテーターの確保及び連絡調整
- (8) 相談支援従事者研修の実習受け入れ先の確保及び連絡調整（受け入れ先の確保、実習日の調整、実習日前後のトラブル対応等）
- (9) ファシリテーター事前説明会の開催に係る事務手続き（説明会の企画、日程調整、会場手配、資料作成、司会、講師への謝金・旅費の計算及び支払い等）
- (10) 会場・機材等の準備及び研修運営並びに研修会当日の受付、司会・進行、運営管理、不測の事態への対応等
- (11) 受講者及び演習ファシリテーターに対するアンケートの実施並びに県への集計結果の報告
- (12) 修了証書の印刷及び発送並びに修了者名簿の作成及び県への報告
- (13) 講師、演習ファシリテーターの謝金・旅費の計算及び支払い
- (14) 講師養成研修の実施（研修の企画、講師の確保、日程調整、資料作成、司会、講師への謝金・旅費の計算及び支払い等）
- (15) 演習ファシリテーター養成研修の実施（研修の企画、講師の確保、日程調整、資料作成、司会、講師への謝金・旅費の計算及び支払い等）
- (16) その他、研修の実施に必要な事項

6 事業執行計画書の作成

事業を確実かつ円滑に実施するため、事前に事業執行計画書を作成すること。

なお、この計画書の策定にあたっては、県の指示に従い、県と十分協議すること。

その他不明な点や詳細については、県の指示に従うこと。

7 経費

研修実施に係る必要経費については、委託料を事務局経費（人件費）に充て、他の経費は受講者から徴収する自己負担金により賄うこと。

なお、受講者から徴収する自己負担金については、原則として受講予定人数、実施機関の必要経費等を考慮の上、必要最低限の自己負担金を徴収するものとし、見直しを行う場合は実施機関において金額の精査を行った上で、県と実施機関の協議により決定する。

8 契約

- (1) 契約方法

総合評価一般競争入札による。（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2）

9 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、県と実施機関で協議の上決定するものとする。